

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針 の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 4 第 3 項の規定に基づき、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下「指針」という。）が決定されているところ、本事業に基づき外国人家事支援人材の受入れが開始されてから約 3 年が経過したことから、これまでの本事業の実施状況等を踏まえ、本事業の更なる活用や適正な実施に向け、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（１）外国人家事支援人材の活動期間の延長

外国人家事支援人材が家事支援活動に従事する期間は 通算 3 年までとされているところ、通算 5 年に延長する。

（２）特定機関としての稼働率に係る規定の整備

受け入れた外国人家事支援人材が 家事支援活動に長期間従事できないこと及び家事支援活動に従事する頻度が低い状態が継続することを防止 し、外国人家事支援人材の適正な活動を確保するため、特定機関が指針に照らして講ずべき必要な措置として、所定の稼働率を下回っている間は新たな外国人家事支援人材を受け入れてはならない旨の規定を追加 する。

また、特定機関が第三者管理協議会に稼働率等について報告するための手続 についても規定する。

これら 稼働率に係る規定の適用 については、特定機関の適合通知を受けた時期に応じて、令和 2 年 10 月 1 日からの適用あるいは家事支援サービスの提供開始日から 1 年後からの適用のいずれかとする 経過措置を設ける。

3. 根拠条項

国家戦略特別区域法第 16 条の 4 第 3 項及び第 6 項

4. 適用期日

令和 2 年 3 月（予定）